

## 河南町地域公共交通検討会議財務規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、河南町地域公共交通検討会議規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、河南町地域公共交通検討会議（以下「検討会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （予算）

第2条 検討会議の予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、検討会議の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、検討会議に諮りその承認を得なければならない。

3 検討会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### （予算の補正）

第3条 会長は、検討会議に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、検討会議に諮りその承認を得なければならない。

### （予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

### （予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用については、河南町の例により行うものとする。

### （出納及び現金の保管）

第6条 検討会議の出納は、会長が行う。

2 検討会議に属する現金等は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(検討会議出納員)

第7条 会長は、前条の事務を取り扱わせるため、検討会議出納員を置く。

2 検討会議出納員は、検討会議の事務局長をもって充てる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 検討会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、河南町の例により行うものとする。

2 検討会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく検討会議の決算を調製し、検討会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規則第5条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により検討会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに河南町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、検討会議の財務に関して必要な事項は、河南町の例によるものとし、特に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費